

# 企業内家族手当及び諸外国の児童手当 制度について

平成21年11月17日

厚生労働副大臣 長浜 博行

# 企業が支給する家族手当の現状

## 1 支給している企業の割合

家族手当を支給している企業の割合は80.9%

事業規模別にみると、

50人以上100人未満の企業	78.8%
100人以上500人未満の企業	82.6%
500人以上の企業	80.4%

(※平成21年職種別民間給与実態調査より、調査対象事業所は事業所規模50人以上の事業所約11000件)

## 2 支給額

家族手当等※(家族手当、扶養手当、育児支援手当等)の平均支給額は18,515円

事業規模別にみると、

30人以上100人未満の企業	13,968円
100人以上300人未満の企業	14,585円
300人以上1000人未満の企業	18,078円
1000人以上の企業	23,458円

※家族手当等とは、配偶者、子供等の人数、年齢に応じて支給(扶養の有無の関係は問わない)する賃金

(※平成17年就労条件総合調査より、調査対象は常用労働者30人以上の企業約5300件)

# 諸外国の児童手当制度の比較

		イギリス	スウェーデン	ドイツ	フランス	アメリカ
児童 手 当	支給対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>16歳未満の児童(全日制教育又は就労訓練を受けている場合は20歳未満)</li> <li>第1子から</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>16歳未満の児童(多子割増手当については16歳以上20歳未満の学生も支給対象)</li> <li>第1子から</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>18歳未満の児童(失業者は21歳未満、職業教育訓練中の児童等は25歳未満)</li> <li>第1子から</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>20歳未満の児童</li> <li>第2子から</li> </ul>	制度なし
	支給月額(2009年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1子 週£20.00(月額換算約1.1万円)</li> <li>第2子以降 週£13.20(月額換算約0.7万円)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子1人当たり SEK1,050(約1.3万円)</li> <li>多子割増手当 2人 SEK100(約0.1万円) 3人 SEK454(約0.5万円) 4人 SEK1,314(約1.6万円) 5人 SEK2,364(約2.8万円)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1・2子 €164(約2.1万円)</li> <li>第3子 €170(約2.1万円)</li> <li>第4子以降 €195(約2.4万円)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2子 €123.92(約1.5万円)、第3子以降 €158.78(約2.0万円)</li> <li>11歳以上の児童には加算(11~15歳€34.86(約0.4万円)、16歳以上 €61.96(約0.8万円))</li> </ul>	
	所得制限	なし	なし	なし(ただし、所得が大きい場合には児童控除(所得控除)が適用)	なし	
	財源	全額国庫負担	全額国庫負担	全額公費負担(連邦政府、州政府及び自治体)	事業主拠出金と一般社会税	

(注)換算レートは、1ドル(\$)=95円、1ユーロ(€)=125円、1ポンド(£)=139円、1スウェーデンクローネ(SEK)=12円(平成21年7~12月の基準外国為替相場及び裁定外国為替相場)。

(注2)フランスについては、別途、第1子から3歳未満までを対象とする「乳幼児迎入れ手当」がある。